

## 令和 3年度運輸安全マネジメント報告書

1 当社は『地域の繁栄なくして成り立たない』を基本理念にどうしたら 地域の人のお役に立てのるか 地域の方は何を期待されているのか、いつも考え方活動を行っております。旅客運送事業者として『安全で快適な輸送』を常に心掛け地域の皆様の期待に応えられたらと社員一同が至福の時を感じられることができる。そんな企業であり 続けたいと考えています。地域に密着して九十五年、誰も体験した事がない高齢化社会を向かえ、高齢者に優しく接していく環境作りも重要と考え 太陽交通グループの総力を結集し取り組んで参ります。

太陽交通グループ  
代表取締役社長 堀 貴治

## 2 輸送の安全に関する基本的な方針

## 基本的な方針

- ① 社長は運輸の安全の確保が事業経営の根幹である事を深く認識し、輸送の安全を確保するため、輸送の安全に関する方針を定め、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす、また現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- ② 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、その結果を踏まえ安全対策の不断の見直しを行う。安全運輸マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

- 3 ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた内容を遵守すること。  
 ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。  
 ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。  
 ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。  
 ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

## 4 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

令和2年度に設定した目標及び達成状況です。

全体目標	達成状況
① 飲酒運転の撲滅	0件
②死亡事故・重大事故ゼロ	死亡事故 … 0件 重大事故 … 0件
③有責事故の抑止(年間 70件以下)	有責事故発生件数 … 69件

(太陽交通グループ全体、タクシー、バス)

令和4年度の目標及び施策は下記の通りです。

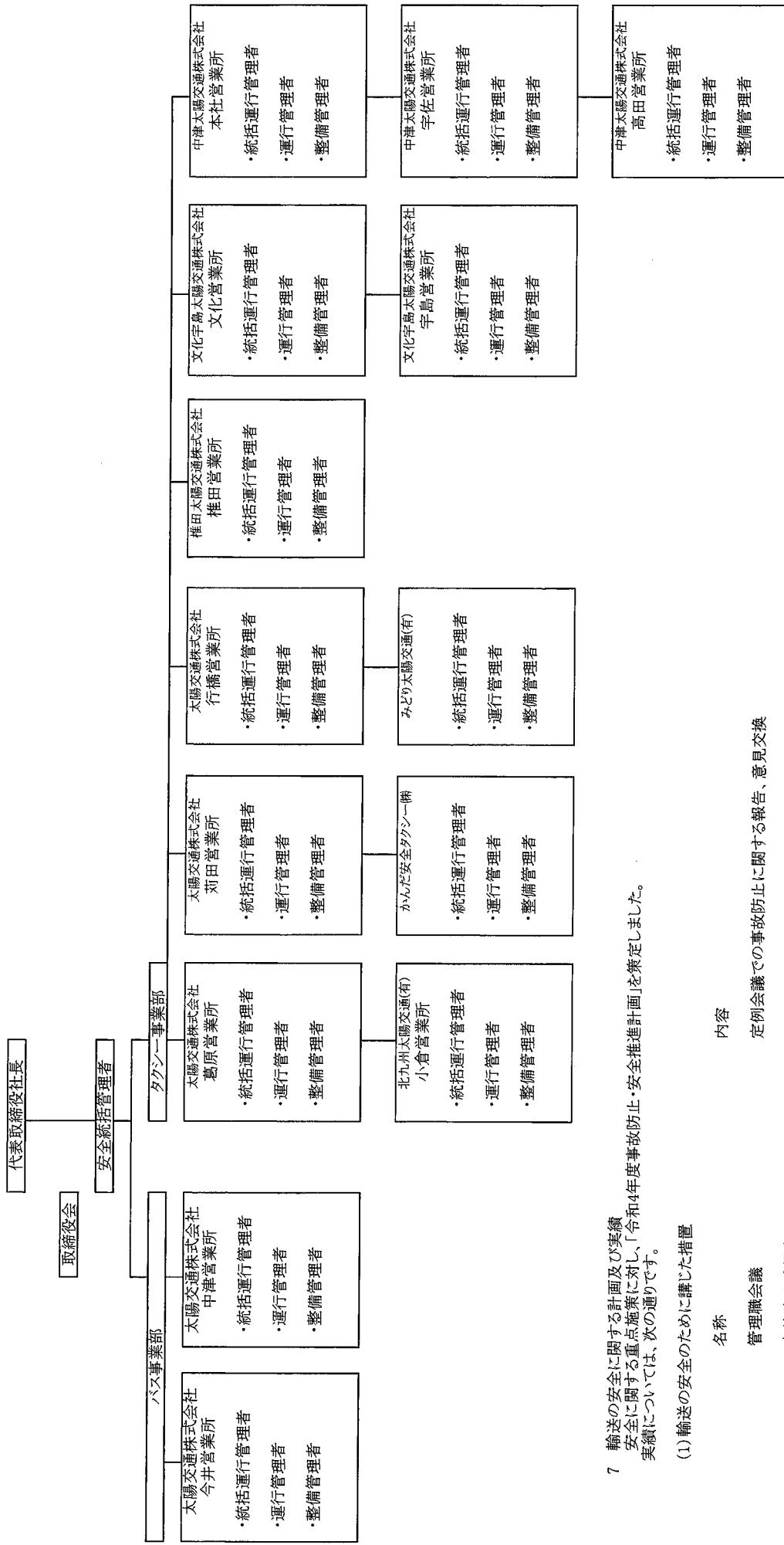
目標	施策
① 飲酒運転の撲滅	令和3年度事故防止・安全推進計画に基づく教育訓練、事故防止を実施。
② 死亡事故・重大事故ゼロ	
③ 有責事故の抑止(年間 50件以下)	

## 5 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和3年度(令和2年11月1日～令和3年10月31日)の期間における事故件数は下記のとおりです。

類型	件数
車外死傷事故	0件(対前年度 0件)
車内死傷事故(車内転倒)	0件(対前年度-1件)
対車両事故	30件(対前年度-1件)
対物事故	39件(対前年度 2件)
車両故障	0件(対前年度 0件)

(対物に対しては自損事故)



7 輸送の安全に関する計画及び実績  
実績については、次の通りです。

(1) 輸送の安全のために講じた措置

名称

管理職会議

事故防止委員会

サービス安全衛生委員会

始業点検立会い、営業所巡視

交通立ち番

内容

定期会議での事故防止に関する報告、意見交換

事故に関する情報共有及び事故防止対策の検討、輸送の  
安全に関する各種計画の施策及び実行  
災害・病傷防止に関する協議、安全衛生に関する法令の励行

各営業所の点呼遂行状況や法令遵守の状況をチェック

全国交通安全運動のPRと事故防止啓発活動

事故ゼロ強化月間

事故ゼロ強化月間

毎月16日を事故ゼロ強化月間とし、上記始業点検立会いや  
営業所巡回、交通立ち番を実施。また、全従業員に事故ゼロ  
強化月間啓発を季節ごとに寄せ書きを行い、無事故標語を  
書かせて営業所にて掲示、点呼時に事故ゼロを努める。

## 社訓

1. 安全は当社の使命である  
交通事故の絶滅を期すべし
  
- 1.お客様は当社の生命である  
後、姿を挙げる気持ちで接すべし
  
- 1.信用は当社のモットウである  
人の期待に答えるところに生まれることと心得るべし。

## 安全目標

### 二つの徹底

1. 60キロ以下走行の徹底
  
1. ドアサービスの徹底

# 我社の運輸マネジメントの取り組み

## ※ 我社の事故防止ための安全方針

- 1.安全は当社使命である、交通事故の絶滅を期すべし  
  1.お客様は当社の生命であるうしろ姿を挙げる気持ちで接すべし  
  1.信用は当社のもつてある人の期待に答えるところに生まれるものと心得るべし  
  二つの徹底  
  1.60キロ以下走行の徹底  
  1.ドアサービスの徹底

## ※ 社内への周知方法

- 社訓と二つの徹底として、全営業所に掲示及び周知

## ※ 安全方針に基づく目標

- 各営業所に於いて年間安全計画を期始まりに管理職が作成し、各営業所より提出を実施  
  目標については各営業所での掲示を実施

## ※ 目標達成のための計画

- 安全計画に基づく事故件数の把握及び前年対比での報告書を作成し月初に  
  PDCAに基づく管理職会議での発表及び報告を実施

## ※ 我社における安全に関する情報交換方法

- 事故防止委員会、サービス安全衛生委員会(安全衛生委員会)による  
  当月状況の報告及び反省会出席者の通知  
  整備保全に対する知識の教育と情報の共有

## ※ 我社の安全に関する反省事項

- 上記の委員長を主として  
  事故状況原因を分析、解析し全営業所の班長が事故カード及びドライブレコーダー映像による審議及びKYT活動を行い、対策及び運転方法の指導と場合によっては再指導、添乗による指導を担当営業所へ通達し行う。  
  ナスバの診断が必要な場合は一般診断及び再度適齢診断を実施し本人と運行管理者に於いて、適性の見直しを行い本人にあった指導方法を模索し改善方法を見出している。

## ※ 反省事項に対する改善方法

- パソコン及びプロジェクターを使用し各営業所班長全員で、審議し出した改善案に従い  
  ドライブレコーダーの検証を実施し状況、環境、心理状況を出席者全員で討議し  
  事故当事者の考えも踏まえて 事故要因及び原因を説明し指導を行う  
  その後、各自営業所へ結果を持ち帰り、担当営業所の管理職へ報告を実施する。  
  翌月、反省会に出席となった者を対象とし班長改善案に従いながら  
  管轄営業所の指導を実施する

## ※ 我社の安全に関する目標達成状況

- 対前年とした無事故記録の把握、及び班無事故記録、個人無事故記録を表彰し  
  年間無事故班及び個人を表彰している、同時に対前年で何%の達成かを対比を報告  
  締め日は10月31日とし、翌期、始まりスタートは11月1日としている。

## ※ 我社の事故に関する情報

- 各営業所に於いて事故が発生した場合は事故カードを速やかに営業所で作成  
  管理課へ情報を共有、係長、所長、部長、常務、社長の順に印の押印を頂く  
  営業所ではその事故記録を掲示し、班長が各乗務員へ伝達し意識の改善を実施する。

表-1 チェックリスト(安全管理体制の有効性確認用)

NO	項目	チェック内容	巡回監査所見
1	経営トップの責務	毎週2回実施するミニ点呼を利用して法令厳守や交通事故防止を呼び掛け全従業員に周知徹底を図る	毎週実施している朝礼ミニ点呼に於いて社長自ら体験談を語り、乗務員の高齢が多くなった事を踏まえ、事故防止に努めるように、又天候季節の変化に伴なう気温の変化に注意喚起し乗務員へ体調の管理を徹底するように強く指揮をした。
2	安全方針	安全方針を策定及び継続全従業員に周知する	太陽交通の安全方針は継続しR3年11月の管理職会議を通じて全従業員に周知した。また社内新聞(報知新聞)に社長自ら安全の知恵袋を掲載し安全運転の方法を指導し方針に変動は無いが次年度も安全に対する事故の絶滅を使命とする事を周知した。
3	安全重点施策	前年度の事故発生件数及び反省会の指導書を基に目標を立て経営会議に於いて事故費削減を目標として数値で作成	前年度(R2年11月～R3年10月までの事故発生件数及び反省会出席者の報告及び指導書をまとめ経営会議にて報告、提出を行う。又事故費の削減に対して目標を各管理職へ伝達し承認された。
4	安全統括管理者の責務	安全統括管理者が週に1回以上現場を巡視し指摘事項等があった場合は、点呼朝礼で報告をする。	1.現場巡回 年間の巡回回数は、教育指導責任者安全担当者による巡回は週に1回以上現場を巡視し指摘項目等があつた場合は朝礼で報告した。 安全統括管理者の週一巡回は実施したが報告書の作成が遅れタイムリーな周知の実施が出来なかった。 次年度は反省点として、タイムリーに報告書を作成する。
5	要員の責任・権限	安全管理規定を策定し全従業員へ周知する。	安全管理規定を策定し、朝礼点呼で全従業員へ周知
6	情報伝達コミュニケーションの確保	経営トップ等が行う現場巡視を通じてコミュニケーションの確保に努める。	社長、安全統括管理者等が定期的に現場巡視を実施コミュニケーションの確保に努めた。従業員とは色々な話は出来たが安全や5Sに関する意見は隨時職場協議会での解決が進み発言を求めたが改善が必要と発言する従業員はいなかった。現状が行き届いていると判断しました、随時改善を実施している結果と理解した。
7	事故、危険予知情報等の収集・活用	事故情報は発生後1週間以内に報告書にまとめ事故内容を教育安全係に提出し発生営業所は朝礼及び点呼時に報告を実施。 危険予知を提出し特に重要な図をピックアップし全従業員へ教育を実施する。	事故等の情報は発生後1週間以内に報告書にまとめ内容を朝礼で従業員に周知した。 年間の事故等の発生件数は69件であった。 事故後の従業員への周知は出来たかが年間の発生率では、まだ努力すべきと感じ年間の「事故・損傷等の年間計画の事故削減計画」を作成した。 年間の発生件数を削減する必要があるため、次年度の目標に設定すべきと数値化をする。 秋の交通安全週間までに各自がKYTを提出し春と秋の2回に提出を行う様に設定した。
8	重大な事故等の対応	毎月1回の事例を基にアクション訓練を実施した。	情報伝達班長を営業所で決めて教育安全で報告を実施管理職、班長と入念な打ち合わせを実施してから会議に望むように指示を徹底し反省会の日程を当事者へ伝達し決定日に教育、指導を受ける流れとなっている。 事故内容を踏まえて連絡も明確に次年度に継承する。

9	関連法令等の厳守の確保	安全統括管理者が定期的に点呼に立会い、法令遵守状況を確認する。	安全統括管理者が定期的に点呼に立会い法令厳守事項を確認した。年間を通して定期的に点呼の実施立会いと法令の厳守状況をチェックを行う様に依頼した。
10	安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等	全従業員に対する教育は、年度当初に策定した教育実施計画に反映させる。	年度当初に策定した教育実施計画に基づき従業員への教育を実施し年間の教育実施を纏めた。 運行管理規定で決められた教育は勿論のこと、社内教育や外部講師ナスパ講習会も実施し積極的に教育が出来る。次年度の教育計画に反映を行い実施した。
11	内部監査及び巡回指導	自社チェックシートを作成し取り組み状況(結果)を評価し、次年度に反映する。	当社での活動では職場協議内容とマッチしている故結果表をチェックリストに纏めて評価しその結果に基づいて教育を実施し、社内教育、外部教育も積極的に取り入れ結果を基に運輸安全マネジメントの新たな方法とし計画を定め全従業員に周知と共に、今後の計画予定に含め職場協議会に組み入れて、実施する事とした。
12	マネジメントレビューと継続的改善	前年度の安全重点施策達成状況の検証結果をインプット情報とし経営会議でマネジメントレビューを実施する。	前年度の達成状況を確認した結果、前年対比より本年は事故件数が前半に集中したが後半より前年に近づき事故件数対比は69件と前年0%に至った。また、前々年対比では109件から69件と△36%減の結果となる。次年度は班別に前年比を△30%で競い各営業所でも前年の対比であるならば同一条件であるので評価指導に於いても問題はなく個別指導も実施できると改善方法の検討出来るとし、管理職も意見一致した。

## 内部監査

- 現状の職場協議会議として活動対応している  
運輸安全マネジメントに関する内部監査を実施。経営トップと  
安全統括管理者へのインタビューや、各営業所にて  
法令遵守の状況についても現地で計画実施予定。

## 月間事故防止目標の策定

- 令和3年11月スタートに於いて営業所別目標を設定  
毎月営業所ごとに季節特性に応じた安全運転目標を策定  
し、事務所内の掲示と点呼時にの昌和を行う。(社訓)  
事故防止委員会の開催時必ず実施。

## 無事故表彰

- 毎月、月初めに個人、班無事故表彰を実施  
各営業所・個人単位で無事故走行キロ数でを設定し表彰を行なう社内制度。

## 無事故無違反運動

- |          |                     |
|----------|---------------------|
| 交通安全週間   | ※ 歩行者のいる横断歩道の一旦停止運動 |
| 無事故60日作戦 | ※ 早目のライト点灯運動実施      |

ナスバ一般診断、適齢診断結果及び健康診断結果による  
要検査、要精密検査では診断結果を各営業所管理職へ情報提供を実施し  
再検査の確認を実施

健康状態に起因する事故防止のため、  
、脳、MRI検査や、再検査の指導を行う医師の診断結果の提出確認  
サービス安全衛生委員会での周知を実施し資料を配布する  
全国交通安全運動、交通事故防止運動  
、車内事故防止キャンペーン、飲酒運転防止運動など  
交通安全週間中の活動報告を期間ごとにタクシー協会へ提出を実施

その他運動

- 一般講習に対象者を決めて受講計画を立て実施  
介護ヘルパー乗務員、バス代行員他  
初任者診断から適齢診断までの期間が長い乗務員

## 職場懇談会、事故防止研修会

- 経営トップと乗務員と意見交換を実施。  
職場協議会に議題を提示し改善を行う
- 社内に於いて危険な場所、不安全な場所の摘発を行い改善を実施する  
活動を安全衛生委員会とし取り組み、PDCAで取り組んでいる
- 事故発生内容の検証にて乗務員を指導対象となるかの審議を行い研修の実施

## 交通安全研修「行橋会議室」

- 交通安全研修、二つの反省会を行い事故予防、回避、事故の要因について協議
- 車両故障原因の追究

よくある故障と  
その対応

- 車両の仕組み及び予防点検を教育実施  
添乗指導による安全指導、ドライブレコーダー検証による危険運転となり得る運転の、指摘及び指導を行う。  
整備管理者及び整備士による、講習及び実車両を用いて車両の点検及び故障原因となる場所とその要因を研修会で講習を行う。

## 車イス対応訓練

- 車イスの種類及び操作方法を実際に乗降を体験し理解する。  
介護車両、リフト及び乗降時の車両の操作を介護担当者と合同でストレッチャー、ファンカーゴ、リフト車で操作手順を指導する

## 一般診断、適齢診断

- 適齢診断年間スケジュール、一般診断スケジュールを立て実施  
自動車対策機構NASVAでの一般診断、適齢診断を常に対象者の年間スケジュールを立て営業所へ連絡し受講を実施。

## 内部監査セミナー

- 内部監査巡回に於いては周期なく立ち入り内部監査を実施している。  
巡回指導では適切な書類の整理、点呼場整頓等、巡回時に指摘及び指導を実施して改善を行っている

## 3.輸送の安全に関する投資額

### ①先進安全装置搭載車両の導入 … ジャパンタクシー 15台/3年

はみだし防止装置	---	千円
ドライブレコーダ 全車搭載	---	千円

### ②教育研修、事故防止活動、健康管理に関する投資 .....

各医師会	メンタルヘルス	177 千円/年
	50名以上の営業所で実施	
	各医師会にて書類送付及び本人返信	

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和2年度(令和2年11月1日～令和3年10月31日)並びに令和3年度  
(令和2年11月1日～令和3年10月31日)事故類型別の事故件数は以下の通りです。

項目	件 数	
	令和2年	令和3年
自動車が転覆し、転落、火災(積載物の火災を含む)を起こし または、踏み切りにおいて鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0件	0件
死者または重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号 または3号に掲げる障害を受けた者をいう)を生じたもの	0件	0件
操縦装置または乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作 により、旅客に自動車損害賠償保険法を施行令第5条第4号に掲げる 障害が生じたもの	0件	0件
運転者の疾病により、自動車が運転できなくなったもの	0件	0件
自動車の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0件	0件
前各号にかかるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る ために国土交通省大臣が必要と認めて報告を支持したもの	0件	0件
車両故障による事故	0件	0件
総 件 数	0件	0件